

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面)

(承継会社/会社法第 801 条第 2 項及び会社法施行規則第 201 条に基づく開示書面)

2022 年 7 月 1 日

横浜市都筑区仲町台三丁目 1 2 番 1 号
株式会社ソディック
代表取締役社長 古川 健一

横浜市都筑区仲町台三丁目 1 2 番 1 号
株式会社ソディックエフ・ティ
代表取締役社長 高橋 祐一

株式会社ソディックエフ・ティ（以下「分割会社」という。）及び株式会社ソディック（以下「承継会社」という。）は、2022 年 4 月 19 日付にて両者間で締結された吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」という。）に基づき吸収分割（以下「本件分割」という。）を実施しました。会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条、並びに、会社法第 801 条第 2 項及び会社法施行規則第 201 条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における次の事項に関する手続の経過

(1) 本件分割をやめることの請求

分割会社は、承継会社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

分割会社は、継承会社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 4 月 22 日に、本件分割に異議のある債権者は、一定の期間内にこれを申し出るよう、同日付の官報で公告し、債権者に対し個別に催告を行いました。異議申述期間までに、本吸収合併に異議を述べた債権者はありま

せんでした。

3. 承継会社における次の事項に関する手続の経過

(1) 本件分割をやめることの請求

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2022 年 4 月 22 日に、本件分割に異議のある株主は、一定の期間内にこれを申し出るよう、同日付の官報で公告を行い、また、同日付で電磁的方法をもって公告を行いました。これに対し、次のとおり、本件分割に反対の意思を通知した株主がございましたが、本件分割への影響はありませんでした。

反対の意思を通知した株主 1 名 (202,000 株)

(2) 反対株主の株式買取請求

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 4 月 22 日に、本件分割に異議のある債権者は、一定の期間内にこれを申し出るよう、同日付の官報及び電磁的方法をもって公告を行いました。所定の期間までに、本件分割に異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2022 年 7 月 1 日をもって、分割会社より本件分割契約の記載に従い、分割会社の放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業に係る資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は、約 1,773 百万円、負債の額は、約 1,540 百万円 (いずれも推定値) です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 7 月 4 日

6. 前各号に掲げる事項のほか、吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、本件分割に際して、分割会社に対して金銭等の交付は行っておりません。承継会社及び分割会社において、本件分割に伴う資本金および資本準備金の変動は生じておりません。

分割会社では、商法等の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 90 号) 附則第 5 号及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (平成 12 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」という。) 第 7 条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第 2 条第 1 項に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申し出はありませんでした。

以上

吸収分割に関する事前開示書面

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

2022 年 4 月 22 日

横浜市都筑区仲町台三丁目 1 2 番 1 号

株式会社ソディック

代表取締役社長 古川 健一

横浜市都筑区仲町台三丁目 1 2 番 1 号

株式会社ソディックエフ・ティ

代表取締役社長 高橋 祐一

株式会社ソディック（以下「承継会社」という。）は、株式会社ソディックエフ・ティ（以下「分割会社」という。）との間で 2022 年 4 月 19 日に締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 7 月 1 日（予定）を効力発生日として、分割会社が営む放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業（以下「本件事業」という。）に関して分割会社が有する吸収分割契約（別紙 1）記載の権利義務を承継会社に承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うことといたしました。本件分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおり。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

承継会社は、本件分割に際して分割会社に対して一切の対価を交付いたしません。これは、分割会社が承継会社の完全子会社であることから相当であると判断しております。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動いたしません。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する

電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

５．分割会社についての次に掲げる事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙２のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

６．本件分割が効力を生ずる日以後における承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割効力発生後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件分割後における承継会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

７．本件分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は 17 百万円、負債の額は 15 百万円であり、本件分割が分割会社に与える影響は軽微であり、かつ本件分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件分割後における分割会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



吸収分割契約書

株式会社ソディックエフ・ティ（以下「甲」という。）と株式会社ソディック（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約する（以下、この分割契約書を「本契約」という。）。

第1条（目的）

甲はその経営する事業のうち、放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、第6条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲（分割会社）：株式会社ソディックエフ・ティ
横浜市都筑区仲町台3丁目12番1号
乙（承継会社）：株式会社ソディック
横浜市都筑区仲町台3丁目12番1号

第3条（本分割により承継する権利義務）

1 本分割により、乙が甲から承継する権利義務は、次のとおりとする。なお、権利義務などの移転につき関係官庁そのほか関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本分割に際して移転承継する。また、効力発生日までに甲に新たに生じた本事業に関する権利義務については、甲乙間で別段の合意がされたものを除き、本契約の定めに従い、乙に承継されるものとする。

- (1) 承継する資産 効力発生日前日において、甲の本事業に関連して所有する資産
- (2) 承継する債務 効力発生日前日において発生する、甲の本事業に関連する債務。
ただし、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、甲の2021年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。
- (3) 承継する労働契約 効力発生日において、本事業に従事する甲の従業員

に係る雇用契約（勤続年数を含む。）及び甲と当該従業員との間の全ての権利義務

(4) 承継する契約上の地位 効力発生日において本事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

2 甲の乙に対する債務の承継は、併存的債務引受けの方法による。ただし、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

3 甲は、乙が承継する権利義務のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他一切の手続を必要とするものまたはこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議のうえ、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。

第4条（本分割の対価）

甲は乙の発行済株式の全てを所有しているので、乙は、本分割に際し、甲に対して前条に掲げる権利義務に代わる乙の株式の交付を行わない。

第5条（乙の資本金、準備金等）

乙が本分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

増加しない。

(2) 資本準備金

増加しない。

(3) 利益準備金

増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2022年7月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（競業避止義務を負わない旨の確認）

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わないものとする。

第8条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変

その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、別途甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2022年4月19日

甲：神奈川県横浜市都筑区仲町台 3-12-1
株式会社ソディックエフ・ティ
代表取締役社長 高橋 祐一



乙：神奈川県横浜市都筑区仲町台 3-12-1
株式会社ソディック
代表取締役社長 古川 健一



第 49 期決算公告 令和 4 年 4 月 15 日
 横浜市都筑区仲町台三丁目 12 番 1 号
 株式会社ソディックエフ・ティ
 代表取締役 高橋 祐一
 貸借対照表の要旨 (令和 3 年 12 月 31 日現在)

| 科 | 目 | 金額 (千円) |
|-----------|-----------|------------|
| 資産の部 | 流動資産 | 7,255,465 |
| | 固定資産 | 6,731,631 |
| | 合計 | 13,987,096 |
| 純資産及び負債の部 | 流動負債 | 5,629,022 |
| | 固定負債 | 2,098,912 |
| | 株主資本 | 6,209,149 |
| | 資本剰余金 | 91,250 |
| | 利益剰余金 | 4,760,791 |
| | 利益準備金 | 1,357,108 |
| | その他利益剰余金 | 31,730 |
| | (うち当期純利益) | 1,325,378 |
| | 評価・換算差額等 | (291,717) |
| | 合計 | 50,012 |
| | 合計 | 13,987,096 |